

地域との共生、地域貢献の在り方 論点

① 開発段階～維持管理（稼働中）～廃止に至るまでの地域とのコミュニケーションの確保

＜太陽光条例における各段階の地域への情報発信・コミュニケーションに関する手続き＞

【開発段階】

住民説明会の開催（許可案件）
住民説明の実施（届出案件）

【維持管理（稼働中）】

維持管理計画の公表（全施設）
維持管理結果の提出（規制区域）
事業譲渡が行われた場合は届出

【事業廃止時】

事業廃止届の提出

太陽光条例やFIT法(10kW未満を除く)では、開発段階(新規設置)における制度化は進んでいるが、維持管理(稼働中)や事業廃止時における情報発信・コミュニケーションは制度化されていない。

【地域への情報発信・コミュニケーションの具体案】

- 維持管理状況等の周知
- 維持管理段階における住民説明の実施
- 廃棄する発電設備の処分方法などの明示
- 地域住民への発電施設の開放
- 太陽光発電施設関係のデータの開示

地域との共生、地域貢献の在り方 論点

② 地域に役立つ発電施設とは、どうあるべきか

長期電源化に向けては、地域に貢献しながら既存施設が継続稼働することが必要。

【既存施設の継続稼働・地域貢献の具体案】

- 災害時の地元への電力供給
(避難所や防災拠点等の社会的重要施設への電力供給、地域マイクログリッド構築など)
- 再エネ電力の地産地消
(P2Gシステムの活用 平時の地元への電力供給など)
- 中小規模の発電設備の事業集約化